

議事日程第 1 号

平成 28 年(2016年)招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会議会議事日程
平成 29 年(2017年) 2 月 27 日午前 9 時 30 分開議
議会期間(平成 29 年 2 月 27 日から 3 月 27 日まで 29 日間)

| | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 発議第 1 号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 大阪狭山市今熊財産区基金条例について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第 9 号)について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第 1 号)について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市一般会計予算について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 平成 29 年度(2017年度)大阪狭山市後期高齢者医療特 |

別会計予算について

| | | |
|-------|---------|--|
| 日程第15 | 議案第14号 | 平成29年度(2017年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成29年度(2017年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成29年度(2017年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第17号 | 平成29年度(2017年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について |
| 日程第19 | 議案第18号 | 平成29年度(2017年度)大阪狭山市水道事業会計予算について |
| 日程第20 | 議案第19号 | 平成29年度(2017年度)大阪狭山市下水道事業会計予算について |
| 日程第21 | 報告第1号 | 第1期メルシー for SAYAMA株式会社の決算報告並びに第2期メルシー for SAYAMA株式会社の事業計画及び予算の報告について |
| 日程第22 | 陳情第1号 | 南第三放課後児童会に専任指導員の配置を求める陳情について |
| 日程第23 | 陳情第2号 | 放課後児童会に専任指導員の配置を求める陳情について |
| 日程第24 | 要望第1-1号 | 国民健康保険、子どもの貧困対策に関する要望について |

1. 国民健康保険について

国民健康保険料を引き下げてください。

大阪府の統一国保について、各市町村の医療水準にあった適切な保険料設定をしてください。

2. 子どもの貧困対策について

高校生までの医療費完全無料化を求めます。

日程第 2 5 要望第 1 - 2 号 国民健康保険、子どもの貧困対策に関する要望について

2 . 子どもの貧困対策について

就学援助金について早期支給と、特に入学準備金は入学前支給に。

発議第 1 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり会議録署名議員を指名する。

平成29年(2017年)2月27日提出

大阪狭山市議会議長 片岡 由利子

記

2 番 北 好 雄

3 番 井 上 健太郎

議案第 1 号

大阪狭山市今熊財産区基金条例について

大阪狭山市今熊財産区基金条例を次のとおり提出する。

平成 29 年(2017年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市今熊財産区基金条例

(設置)

第1条 大阪狭山市の今熊財産区の住民福祉の向上に資することを目的として、当該財産区の管理及び運営の経費に充てるため、大阪狭山市今熊財産区基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、今熊財産区特別会計歳入歳出予算に定める額とする。

(運用)

第3条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の确实かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も确实かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、今熊財産区特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻し方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する
条例等の一部を改正する条例について

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 29 年(2017年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年大阪狭山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条に2号を加える改正規定のうち同条第6号中「第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

(大阪狭山市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市個人情報保護条例(平成10年大阪狭山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「という。)」の次に「及び当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)」を加える。

第24条第1項第1号中「同法第28条」を「番号法第29条」に、「同法」を「番号法」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年5月30日から施行する。

議案第 3 号

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例について

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 29 年(2017年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年大阪狭山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び平成28年度」を「から平成29年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 4 号

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり提出する。

平成 29 年(2017年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年大阪狭山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「第6条の4第1項」を「同法第6条の4」に、「以外の者」を「以外のもの」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 5 号

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 2 9 年(2017年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市市税条例(昭和40年大阪狭山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の7第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第17条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第42条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第42条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第42条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第42条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第27条の3及び附則第27条の4を削る。

附則第27条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第27条の2第1項」を「附則第27条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第3条の4第1項、附則第3条の6第1項及び附則第3条の7第1項」を「並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項」に、「附則第27条の2第1項」を「附則第27条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第27条の2第1項」を「附則第27条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑

所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第27条の2第1項」を「附則第27条の3第1項」に改め、同条第3項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第3条の4第1項、附則第3条の6第1項及び附則第3条の7第1項」を「並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項」に、「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項後段」に改め、「、第18条の8第1項中「第17条第4項」とあるのは「附則第27条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第27条の2第3項」を「附則第27条の3第3項前段」に改め、同条を附則第27条の3とし、第27条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第17条及び第18条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所

得金額、附則第 27 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第 18 条の 5 から第 18 条の 7 まで、第 18 条の 8 第 1 項並びに附則第 3 条の 4 第 1 項、第 3 条の 6 第 1 項及び第 3 条の 7 第 1 項の規定の適用については、第 18 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 27 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 18 条の 6 第 1 項前段、第 18 条の 7、第 18 条の 8 第 1 項並びに附則第 3 条の 4 第 1 項、附則第 3 条の 6 第 1 項及び附則第 3 条の 7 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 27 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 18 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 27 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 18 条の 9 の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 27 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項（同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 2 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 27 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 27 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3 項に規定

する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第17条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第18条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第18条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第19条の2第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第18条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第27条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第18条の5から第18条の7まで、第18条の8第1項並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項の規定の適用については、第18条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の6第1項前段、第18条の7、第18条の8第1項並びに附則第3条の4第1項、第3条の6第1項及び第3条の7第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第18条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第18条の9の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第27条の2第3項後段に規定する特例

適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

- (4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

第2条 大阪狭山市市税条例の一部を次のように改正する。

第9条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第18条の3中「100分の12.1」を「100分の9.5」に改める。

第41条を次のように改める。

（軽自動車税の納税義務者等）

第41条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

第41条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第41条の4とし、同条の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第41条の5 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第41条の6 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の

税率は、当該各号に定める率とする。

法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第41条の7 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第41条の8 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第41条の9 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第41条の10 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第48条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第42条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

- (ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
 - a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円
自家用 年額 10,800円
 - b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円

第41条の2を第41条の3とし、第41条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第41条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場

合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第43条(見出しを含む。)及び第44条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第45条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「法第442条の2の2第2項」を「第41条の2第1項」に改める。

第46条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「法第442条の2の2第2項」を「第41条の2第1項」に改める。

第47条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第48条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車等の減免」を「種別割の減免」に、「第47条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第49条第1項中「本条中」を「この条」に改め、同条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第41条の2」を「第41条の3」に、「第41条第2項」を「第41条第3項」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第16条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第4条から第11条までの規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の3 市長は、当分の間、第41条の10の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第16条の4 第41条の8の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の5 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第41条の6の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----|--------|----------|
| 第1号 | 100分の1 | 100分の0.5 |
| 第2号 | 100分の2 | 100分の1 |
| 第3号 | 100分の3 | 100分の2 |

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第41条の6(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

附則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|----------|---------|---------|
| 第2号ア(イ) | 3,900円 | 4,600円 |
| 第2号ア(ウ)a | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |

| | | |
|----------|--------|--------|
| 第2号ア(ウ)b | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

附則第17条第2項から第4項までを削る。

(大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例(平成26年大阪狭山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第42条及び新条例」を「市税条例第42条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

| | | |
|--------------------|----------|---------------------------------|
| 第42条第2号ア(イ) | 3,900円 | 3,100円 |
| 第42条第2号ア(ウ)a | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| 第42条第2号ア(ウ)a | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |
| 附則第17条 | 第42条 | この条の規定により読み替えて適用される第42条 |
| 附則第17条の表第2号ア(イ)の項 | 第2号ア(イ) | この条の規定により読み替えて適用される第42条第2号ア(イ) |
| | 3,900円 | 3,100円 |
| 附則第17条の表第2号ア(ウ)aの項 | 第2号ア(ウ)a | この条の規定により読み替えて適用される第42条第2号ア(ウ)a |
| | 6,900円 | 5,500円 |
| | 10,800円 | 7,200円 |
| 附則第17条の表第2号ア(ウ)bの項 | 第2号ア(ウ)b | この条の規定により読み替えて適用される第42条第2号ア(ウ)b |
| | 3,800円 | 3,000円 |
| | 5,000円 | 4,000円 |

(大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年大阪狭山市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条中第10条の改正規定(「第32条」の次に「、第41条の8第1項」

を加える部分並びに第 2 号及び第 3 号を改める部分に限る。)並びに第 2 条中大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年大阪狭山市条例第 23 号)附則第 5 条第 7 項の改正規定(「第 56 条第 1 項」を「第 41 条の 8 第 1 項の申告書、第 56 条第 1 項」に改める部分に限る。)平成 31 年 10 月 1 日

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第 1 条中附則第 17 条の改正規定及び附則第 4 条の規定 平成 29 年 4 月 1 日

第 2 条、第 3 条及び第 4 条並びに附則第 3 条及び第 5 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)附則第 27 条の 2 の規定は、この条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)の属する年の 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

第 3 条 第 2 条の規定による改正後の市税条例(附則第 5 条において「31 年新条例」という。)第 18 条の 3 の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 新条例附則第 17 条の規定は、平成 29 年度分の軽自動車税について適用する。

第5条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 6 号

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する
条例について

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成 29 年(2017年) 2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号の表に次のように加える。

| | |
|------------------------|--|
| 大阪狭山市歴史文化基本構 想策定委員会 | 歴史文化基本構想の策定並びに当該構想の策定に係る文化財の調査及び研究に関する事務 |
|------------------------|--|

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（報酬並びに費用弁償支給条例の一部改正）

2 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

| | | |
|---------------------|-------|--------|
| 歴史文化基本構想策定委員 会委員 | 1回につき | 25,000 |
|---------------------|-------|--------|

議案第 7 号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成29年(2017年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

認定する路線

| 路線名 | 起 点 | 終 点 |
|---------|------------------|-------------------|
| 東池尻2号線 | 東池尻五丁目1445番5地先から | 東池尻五丁目1459番13地先まで |
| 東池尻42号線 | 東池尻五丁目1447番2地先から | 東池尻五丁目1459番10地先まで |
| 西池尻94号線 | 池尻中一丁目444番37地先から | 池尻中一丁目444番36地先まで |
| 西池尻95号線 | 池尻中三丁目654番26地先から | 池尻中三丁目654番17地先まで |
| 西池尻96号線 | 池尻中二丁目948番10地先から | 池尻中二丁目948番12地先まで |

| | | |
|------------|---------------------------|---------------------------|
| 西池尻 9 7 号線 | 池尻中三丁目 6 4 6 番 6 地先から | 池尻中三丁目 6 4 6 番 6 地先まで |
| 狭山 3 4 号線 | 半田六丁目 8 3 8 番 1 地先から | 狭山一丁目 8 0 8 番 1 3 地先まで |
| 茱萸木 7 5 号線 | 茱萸木三丁目 2 1 8 番 6 4 地先から | 茱萸木三丁目 1 3 2 8 番 9 地先まで |
| 茱萸木 7 6 号線 | 茱萸木六丁目 1 0 3 4 番 3 6 地先から | 茱萸木六丁目 1 0 9 4 番 1 8 地先まで |
| 茱萸木 7 7 号線 | 茱萸木六丁目 1 0 3 4 番 3 3 地先から | 茱萸木六丁目 1 0 9 4 番 8 地先まで |
| 茱萸木 7 8 号線 | 茱萸木六丁目 1 0 9 4 番 1 9 地先から | 茱萸木六丁目 1 0 9 4 番 2 8 地先まで |
| 半田 3 0 号線 | 半田二丁目 3 1 0 番 7 地先から | 半田二丁目 3 0 7 番 5 地先まで |
| 大野 2 2 号線 | 大野中 1 3 7 3 番 2 地先から | 大野中 1 3 7 3 番 6 地先まで |

廃止する路線

| 路線名 | 起 点 | 終 点 |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 東池尻 2 号線 | 東池尻五丁目 1 4 4 5 番 3 地先から | 東池尻五丁目 1 4 6 5 番 2 地先まで |
| 狭山 3 4 号線 | 半田六丁目 8 3 8 番 1 地先から | 狭山一丁目 8 0 8 番 1 1 地先まで |

議案第 8 号

平成 2 8 年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正
予算(第9号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第9号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)2月27日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 9 号

平成 28 年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成28年度(2016年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 10 号

平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市一般会計予算
について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

平成 29 年(2017 年)2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 1 1 号

平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市国民健康保険
特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成 2 9 年(2017年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 1 2 号

平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別
会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

平成 2 9 年(2017年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 13 号

平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 29 年(2017 年)2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 1 4 号

平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度(2017年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 2 9 年(2017年) 2 月 2 7 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 15 号

平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 29 年(2017 年)2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第16号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 17 号

平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 211 条第 1 項の規定により、平成 29 年度(2017 年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

平成 29 年(2017 年)2 月 27 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第18号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市水道事業会計
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第19号

平成29年度(2017年度)大阪狭山市下水道事業会
計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、平成29年度(2017年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

平成29年(2017年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 1 号

第1期メルシー for SAYAMA株式会社の
決算報告並びに第2期メルシー for
SAYAMA株式会社の事業計画及び予算の報
告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、第1期メルシー for SAYAMA株式会社の決算報告並びに第2期メルシー for SAYAMA株式会社の事業計画及び予算について別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)2月27日提出

大阪狭山市長 古川 照人

陳情書



平成 28 年 12 月 19 日

南第三児童会に専任指導員配置の陳情

大阪狭山市議会議長 様

陳情者 大阪狭山市西山台 4-3-30-514

新田 千恵
南第三放課後児童会
父母の会

陳情内容

南第三放課後児童会に、専任指導員を配置していただきたいです。毎日、数人の指導員さんがいてくれますが、父母の会からの連絡等を、どの指導員さんにお伝えして良いかわかりません。近年児童数が増え、赴任間もない指導員さんもいて名前も分からない状況です。今年度から2クラスになり、保護者からの連絡も指導員さん全員に伝わっていないなど聞くこともあります。

せめて、その日の代表指導員を決めていただけますように、お願い申し上げます。



平成28年12月19日

大阪狭山市市議会議長
片岡 由利子 様

南第二小学校放課後児童会
父母の会 代表者

大阪狭山市 大野台6丁目11-7

名前 藤田美子
TEL [REDACTED]

専任指導員配置についての陳情書

(要旨)

- ・子供の健やかな発育や教育充実のために大阪狭山市が運営している放課後児童会に専任指導員の配置をして下さい。
- ・子供の安全確保のために、また、責任者を明確にするために専任指導員の設置が必要不可欠と考えるため、すみやかに専任指導員の設置をして下さい。

(理由)

- ・毎日、複数人の指導員がいますが、父母の会からの連絡だけでなく、保護者からの引き継ぎや連絡をどの指導員にするか、責任の所在が曖昧で連絡も不行き届きの場面が何度もあった。子供に今のところ大きな問題が起きていないが、放課後児童会の子供たちの安全確保や子供たちの情報共有を確実なものにするために、専任指導員の設置を希望します。
- ・近年放課後児童会も人数が増え、責任の所在がわからないことでの混乱が、父母の会の会議でも議題に上がった。その日の責任者を明確にする対応を取ることや、専任指導員の配置を検討下さい。

2017年 2月 17日

大阪狭山市議会

議長 片岡 由利子殿

大阪狭山市狭山2丁目898-7

大阪狭山社会保障推進協議会

会長 橋本 啓

国民健康保険、子どもの貧困対策に関する要望書

日頃より市民の生活安心を大切に、ご尽力頂いている事に敬意を表します。

さて市民の生活にかかわる国民健康保険については大阪府のすすめる統一国保や国保料滞納問題、子どもの貧困については大阪府歯科保険医協会がまとめた「2016年学校歯科治療調査報告書」並びに中間集計ですが大阪狭山市の「子どもの生活に関する実態調査」などから、様々な問題を実感しているところです。

つきましては、下記の点について要望書を市議会に提出し、ご審議いただくことを求めます。宜しくお願い致します。

記

1、 国民健康保険について

① 国民健康保険料を引き下げてください。

《理由》

「未成年の子2人と暮らすシングルマザー世帯・母親40歳の例ですが、フルで働いても非正規、そしてパート・アルバイトでの平均年収は184万円。国保料22万円、国民年金保険料18万7千円をあわせて約40万円です。家賃が6万として、社会保険料と家賃で年間112万円、差し引き月6万円しか残らず、光熱費などの様々なお金を払えば、家族3人の生活費は1日1,000円もなく、1日2食だけ、1食は学校給食・・・」という事例が、大阪市の実態調査（平成25年度）を踏まえてですが、紹介されています。（大阪社保協事務局長・寺内順子著『基礎から学ぶ国保』P38～）

大阪狭山市は、どうなのでしょう。高すぎる国民健康保険料が、現在の貧困を拡大、未来の貧困も創り出しているのではないかと私たちは考えています。



- ② 大阪府の統一国保について、各市町村の医療水準にあった適切な保険料設定をしてください。

《理由》

大阪府のすすめる統一国保の問題点として、保険料率のみならず、減免制度、国保実務に至るまですべてを統一するのが特徴です。「統一保険料率」は医療費水準の差を一切加味せず、所得のみに着目するため、被保険者の平均所得の高い自治体ほど保険料が高く設定され、デメリットのみとなることも指摘されています。

未だ大阪府の保険料試算も示されていませんが、府下で所得の高い大阪狭山市はどうなるのでしょうか？

府下市町村では吹田市、和泉市につづき高槻市議会でも、大阪府に対して慎重な対応を求める意見書が採択されています（資料1）。

大阪狭山市民の生活安心の視点から、医療水準にあった適切な保険料設定を求めます。

2、子どもの貧困対策について

- ① 高校生までの医療費完全無料化を求めます。

《理由》

大阪府歯科保険医協会政策部がまとめた2016年学校歯科治療調査報告書には、一人で10本以上の虫歯を抱かえるなど、咀嚼が困難な口腔崩壊の子どもが、回答した学校の45.4%で「いた」と回答。府内で推計2700名の子どもが口腔崩壊というまとめが公表されています。（資料2）

未受診や口腔崩壊をなくし、子どもたちの口腔内の崩壊を防ぎ、健康の維持・増進のために、学校現場と行政・地域との連携や学校から直接、歯科治療につながる仕組みづくりと共に、特に子ども医療費助成制度の拡充は、子どもたちの歯科医療機関等へのフリーアクセスを保障する大前提であるとして、子どもの医療費助成制度の抜本的拡充（18歳までの窓口負担無料）が重要とまとめられているところです。生涯の食生活・健康のベースになる歯について、貧困を理由とした口腔崩壊をなくすためにも、私たちは高校生までの医療費完全無料化を求めます。

- ② 就学援助金について早期支給と、特に入学準備金は入学前支給に。

《理由》

就学援助の支給時期については、大阪府池田市が、前年度所得を基準に早期支給をしている例もあり、大阪狭山市においても必要な時期に支給されるよう、特に入学準備金は入学前に支給されるべきものと考えます。

以上